

第 2 部

資料リスト

- 資料 1 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会設置要綱
- 資料 2 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会委員名簿
- 資料 3 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会調査員名簿
- 資料 4 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会開催実績
- 資料 5 事業主及び役員の報酬の取扱いについて
- 資料 6 事業所全喪後に遡及して標準報酬月額に係る記録訂正等を行う等の
社会保険事務所の処理が不合理とされたもの（19 事案）
- 資料 7 6.9 万件の 1 事業所内該当件数と事業所規模のクロス分析
- 資料 8 6.9 万件の 1 事業所内該当件数別分布
- 資料 9 ホットライン等の開設について
- 資料 1 0 6.9 万件の標準報酬月額の引き下げ等級幅分布
- 資料 1 1 6.9 万件の標準報酬月額の引き下げ等級幅と遡及期間のクロス分布
- 資料 1 2 6.9 万件の遡及期間別分布
- 資料 1 3 6.9 万件の社会保険事務所別の発生状況
- 資料 1 4 6.9 万件の都道府県別、年別分布
- 資料 1 5 6.9 万件の社会保険事務所別、年別分布
- 資料 1 6 6.9 万件の発生前年別分布
- 資料 1 7 6.9 万件のデータ分析からみた特徴
- 資料 1 8 徴収決定済額の推移（出納整理期間の 4 月分）
- 資料 1 9 不納欠損額の推移
- 資料 2 0 6.9 万件と不納欠損額との関係
- 資料 2 1 幹部職員に対する書面調査項目
- 資料 2 2 幹部職員に対する書面調査への回答状況
- 資料 2 3 元社会保険庁長官に対する書面調査項目
- 資料 2 4 元社会保険庁長官に対する書面調査への回答状況
- 資料 2 5 社会保険庁等の職員に対するアンケートの取り纏め
- 資料 2 6 社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対するアンケート取り
纏め
- 資料 2 7 全国健康保険協会の職員に対するアンケート取り纏め
- 資料 2 8 全社会保険事務所に対する遡及訂正方法（事務フロー等）にかかる調
査結果取り纏め
- 資料 2 9 年度別保険料徴収状況

(参考資料1) 関係条文

- ・厚生年金保険法
- ・厚生年金保険法施行規則
- ・社会保険審査官及び社会保険審査会法
- ・刑法

(参考資料2) 関係通知・通達等

- ・「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改訂の取扱いについて」(昭和44年6月13日保発第67号)
- ・「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について(平成6年11月9日保発第124号)
- ・「不正事故防止のための点検事項について」(昭和58年8月31日庁文発第2598号)
- ・「不正事故防止のための点検事項について」(平成8年9月6日庁文発第2661号)
- ・「現金詐取及び記録改竄等の不正行為防止対策について」(平成11年11月12日庁文発第2467号)
- ・「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成15年2月25日保発第0225001号、庁保発第1号)
- ・「政府管掌健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届について」(平成15年11月12日庁保発第1112001号)
- ・「徴収課分任官引継書」(平成7年2月1日)
- ・「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」(庁保発第0410002号平成19年4月10日)

(参考資料3) その他

- ・昭和60年の制度改正に関する国会議事録
- ・徴収率維持等への関心を裏付ける議事録
- ・取締役会議事録の雛形
- ・事業所・事業主名等のみ記載した被保険者報酬月額変更届等
- ・保険料取消額計算書

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会設置要綱

平成20年10月6日
厚生労働大臣伺い定め

1 設置

社会保険庁の標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関する調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討等を行うため、厚生労働大臣直属の標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 構成

- (1) 調査委員会に、委員を若干名置く。
- (2) 委員長は、委員の中から厚生労働大臣が指名する。
- (3) 調査委員会の下に、調査チームを置く。
- (4) 調査チームに調査員を若干名置く。

3 庶務

調査委員会の庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

【調査委員会】

(記載順：五十音順)

氏名	ふりがな	現職
國廣 正	(くにひろ ただし)	国広総合法律事務所、弁護士
久保利 英明	(くぼり ひであき)	日比谷パーク法律事務所、弁護士
郷原 信郎	(ごうはら のぶお)	桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士
野村 修也	(のむら しゅうや)	中央大学法科大学院教授、弁護士

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会 調査員名簿

<ヒアリング担当>

青木 正賢	国広総合法律事務所弁護士
池田 和世	森・濱田松本法律事務所弁護士
木曾 裕	北浜法律事務所弁護士
園田 観希央	森・濱田松本法律事務所弁護士
近澤 諒	森・濱田松本法律事務所弁護士
中村 克己	国広総合法律事務所弁護士
南部 恵一	森・濱田松本法律事務所弁護士
野宮 拓	日比谷パーク法律事務所弁護士
緑川 芳江	森・濱田松本法律事務所弁護士

<データ分析等担当>

金子 敬一	経済産業省情報政策課情報政策専門官
-------	-------------------

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会 開催実績

第 1 回	10月 6日 (月)
第 2 回	10月 9日 (木)
第 3 回	10月14日 (火)
第 4 回	10月21日 (火)
第 5 回	10月27日 (月)
第 6 回	10月30日 (木)
第 7 回	11月 4日 (火)
第 8 回	11月 6日 (木)
第 9 回	11月10日 (月)
第10回	11月14日 (金)
第11回	11月18日 (火)
第12回	11月20日 (木)
第13回	11月24日 (月)
第14回	11月26日 (水)

事業主及び役員報酬の取扱いについて

平成20年11月26日
社 会 保 険 庁

平成20年10月25日に照会頂いた別添照会に係る回答は、下記のとおりです。

記

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第3条第1項第3号において、報酬とは「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。」とされている。

これは、「(1)労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるものであること、(2)常時又は定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものであることを2つの条件とし、これに該当する限り、その名称が何であるかは問題としない。したがって、その中には基本給以外の附加給与や、現物をもって給与されるものも含まれる」とこととされている。（出典：厚生年金保険法解説。株式会社法研）

また、「たとえば、基本給以外の能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、日直手当、宿直手当などはすべて報酬とする。また、家族手当とか休業中あるいは待命中であっても一定の給与規程に基づいて支給される休業手当、療養手当、待命手当などのように労働に対する関係としては間接的なものも報酬に含める。これに反して、恩恵的に支給される結婚祝金、死亡弔慰金、病氣見舞金、災害見舞金とか、支給原因を異にする恩給、年金、株主として受ける配当金、健康保険法による傷病手当金、出産手当金、労働者災害補償保険法による療養補償費、休業補償費、労働基準法による解雇予告手当などは、労働者の収入ではあっても労働の対償として受け取るものではないから、いずれも報酬とはしない」とされている。（出典：同上）

上記の考え方は、これまで、被保険者の標準報酬に関する各種通知において、社会保険庁本庁から各社会保険事務局等に示しているところであるが、事業主及び役員も被保険者である以上、異なる取扱いをとる必要はないものとする。

このため、事業主及び役員報酬の範囲についても、上記の基準により判断されるものであり、実務上、取締役会決議で定める額を、標準報酬月額を算定する基礎となる報酬として取り扱うのが原則である。

しかしながら、役員報酬の全部又は一部が支払われない状態が3ヶ月以上継続し、結果的にも会社に当該未払報酬を支払う資力がない場合であって、当該役員も会社の支払能力が厳しいことを認識し、その期間における当該未払報酬が支払われないことを了承した場合等には、既に支払われている役員報酬の額が、上記の標準報酬月額を算定する基礎となる報酬に当たり、厚生年金保険法第23条等の要件に該当し、標準報酬の改定等の対象となる。

ただし、このような標準報酬の見直しは、事実関係に即したものであることが必要であり、単に事業主又は役員から申し出が行われるのみでなく、個別事案の内容を踏まえ、関係書類等により確認を行うことが求められるものである。

(以上)

役員（事業主を含む。）の報酬について、以下の各ケースにおいて、

①本来、どの部分を報酬（厚生年金保険法 21 条 1 項及び 23 条 1 項の「報酬」をいう。以下同様。）とみるべきなのか（厚生年金保険法上の正しい解釈は何か）

②また、これまでは、どの部分を報酬とみて運用していたのかについて、社会保険庁としての見解を本日（11 月 26 日（水））午後 6 時まで（時間厳守）に示されたい。なお、万一、社会保険庁において、同法 21 条 1 項の「報酬」と 23 条 1 項の「報酬」の解釈が異なる場合については、それぞれについて上記の点についての見解を示されたい。

I.（株主総会決議による委任に基づく）取締役会決議で役員報酬について定められているケース

- I—1 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員（事業主を含む。以下同じ。）が、債権放棄の手続きを行ったケース
- I—2 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員が債権放棄の正式の手続きを行ったかどうか不明であるが、役員から、役員報酬が、実質、支払われていないとの申し出があったケース
- I—3 一旦支払われた役員報酬の一部を、会社に返還するので報酬額を遡及的に減額してほしいと申し出のあったケース

II.（株主総会決議による委任に基づく）取締役会決議等会社法上の報酬決定手続が行われていない（ないし明確に行われていない）が、実際には役員報酬（との名目の金員）が支払われていたケース

- II—1 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員（事業主を含む。以下同じ。）が、債権放棄の手続きを行ったケース
- II—2 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員が債権放棄の正式の手続きを行ったかどうか不明であるが、役員から、役員報酬が、実質、支払われていないとの申し出があったケース
- II—3 一旦支払われた役員報酬の一部を、会社に返還するので報酬額を遡及的に減額してほしいと申し出のあったケース

平成20年11月19日現在

事業所全喪後に遡及して標準報酬月額に係る
記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理とされたもの(19事案)

事案番号	あつせん日	申立期間	標準報酬月額等			同様の処理がなされたと 思われる従業員数
			訂正前	訂正後	あつせん後	
中央3	H19.8.24	H5.1.1~H6.1.21	53万円	20万円	53万円	
中央29	H19.11.30	H7.2.1~H12.9.1	59万円	9.2万円	59万円	
中央47	H20.1.17	H4.3.31~H5.5.1	26万円 —	18万円 —	26万円 H5.1.31	複数(7人)
中央86	H20.2.29	H3.7.1~H5.1.26	44万円 47万円	8万円	44万円 47万円	
		H6.7.1~H7.2.21	32万円	8万円 9.2万円	32万円	
北海道23	H20.3.28	H12.8.1~H14.7.31	30万円	11万円	30万円	
山形118	H20.11.5	H2.5.1~H3.9.30	18万円 15万円	12.6万円	18万円 15万円	
		H3.9.30~H4.1.1	—	—	H3.12.21	2人
埼玉4	H19.12.26	H7.11.1~H9.8.31	26万円	9.8万円	26万円	
埼玉65	H20.4.28	H7.8~H7.11	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	
千葉1	H19.9.28	H10.4~H12.3	38万円	9.8万円	38万円	
東京384	H20.7.29	H1.4.1~H6.7.30	47万円 53万円	8万円	47万円 53万円	3人
東京405	H20.7.29	H3.7.1~H5.1.26	53万円 56万円 50万円	8万円	53万円 56万円 50万円	28人
東京424	H20.8.5	S57.10.1~S58.12.1	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	13人
東京601	H20.9.24	H5.9.1~H5.10.1	56万円	8万円	56万円	8人
		H5.10.1~H6.3.31	56万円	8万円	56万円	28人
東京637	H20.9.30	H3.11.1~H5.3.31	26万円 28万円	13.4万円	26万円 28万円	51人
東京898	H20.11.18	H3.5.1~H5.2.10	34万円 36万円 41万円	8万円	34万円 36万円 41万円	2人
大阪1533	H20.5.26	H5.7.1~H10.7.24	53万円 59万円	9.8万円	53万円 59万円	
大阪1837	H20.6.30	H6.10.1~H9.10.13	44万円 38万円	8万円 9.2万円	44万円 38万円	
大阪2122	H20.9.2	H6.10.1~H9.10.13	47万円	8万円 9.2万円	47万円	
大阪2123	H20.9.2	H6.10.1~H9.10.13	38万円	8万円 9.2万円	38万円	

(注) 上記従業員数は、あくまでも年金記録確認第三者委員会が行った調査の範囲の中で把握し得た人数。
() 書きの人数については、更なる精査が必要なもの。

1事業所内該当件数と
事業所規模のクロス分布

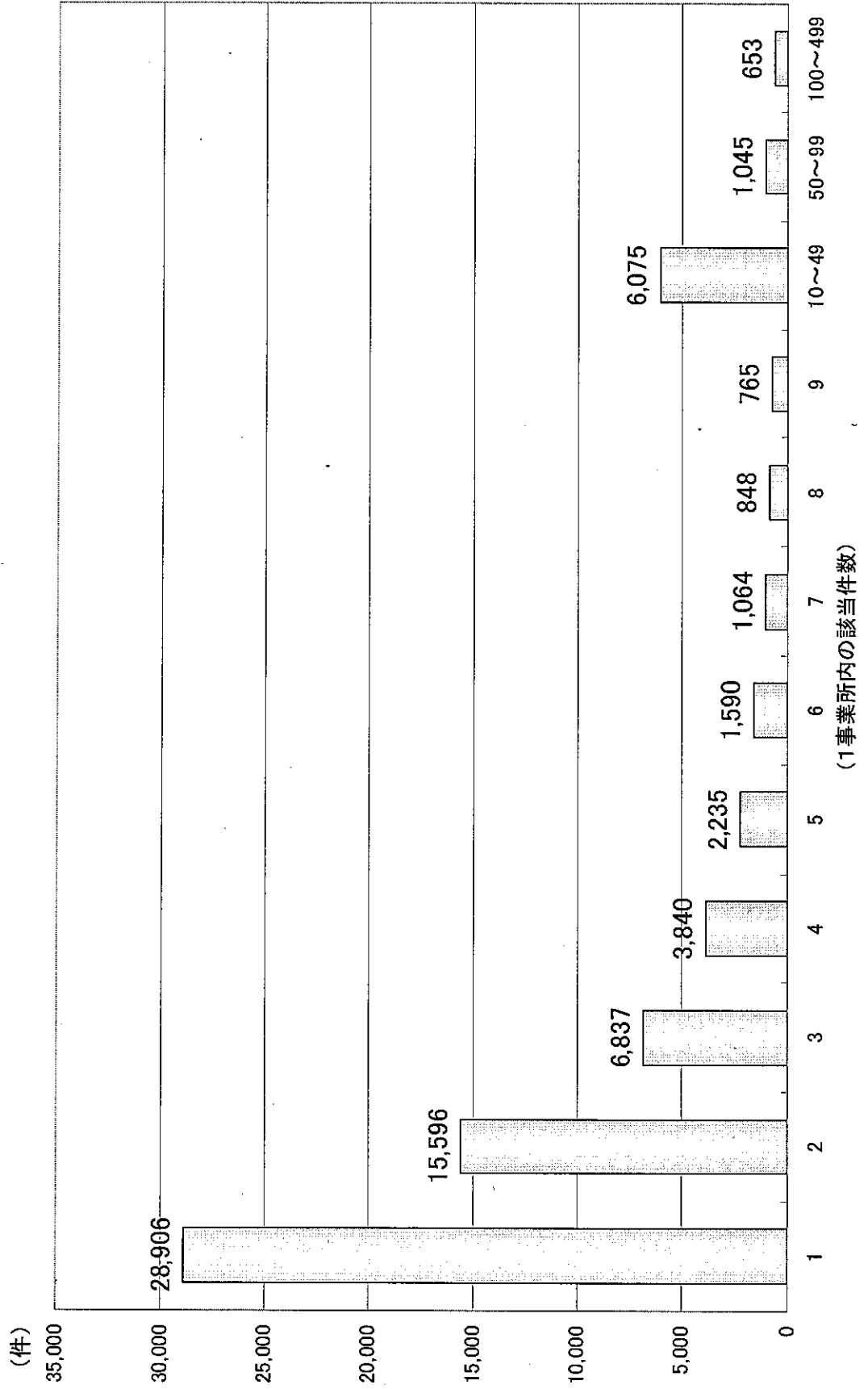
※不適正な処理の可能性のある記録6.9万件

	当該事業所の最終払出被保険者整理番号										総計				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~49		50~99	100~499	500~999	1,000~
1	814	1,457	1,650	1,608	1,539	1,464	1,168	1,099	1,049	11,517	2,302	1,948	378	913	28,906
2		502	672	750	714	672	658	600	508	7,338	1,678	1,224	82	198	15,596
3			285	210	249	243	267	264	219	3,195	927	792	102	84	6,837
4				112	140	160	136	92	116	1,852	592	508	56	76	3,840
5					85	90	95	70	65	1,110	285	360	30	45	2,235
6						102	78	78	54	828	174	222	12	42	1,590
7							35	56	7	497	189	217	28	35	1,064
8								24	40	488	144	120		32	848
9									27	468	90	144	27	9	765
10~49										2,369	1,414	1,866	214	212	6,075
50~99											197	546	132	170	1,045
100~499												161	390	102	653
500~999															0
1,000~															0
総計	814	1,959	2,607	2,680	2,727	2,731	2,437	2,283	2,085	29,662	7,992	8,108	1,451	1,918	69,454

事業所数	41,764
------	--------

1事業所内該当事件数別分布

※不適正な処理の可能性がある記録6.9万件



2008年10月14日

ホットライン等の開設について

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会
委員長 野村修也

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下、調査委員会という。）では、標準報酬月額の不正改ざん等に関する調査をすすめるにあたり、国民の皆様方より広く情報をご提供いただくため、調査員に直接繋がるホットラインを開設しましたので、お知らせいたします。

ご提供いただいた情報は委員会限りとし、通報の秘密は厳守いたします。また、ご提供いただいた情報について、更なる情報提供をお願いすることがありますので、その際にはご協力よろしくお願い致します。

なお、個別の調査依頼を受け付けるものではありませんので、その旨ご了承下さい。

◆ホットライン

－電話（調査員直通）【受付時間：平日 9:30-12:00,13:00-18:00】

[番号略] (番号略)

[番号略] (//)

※標準報酬月額の訂正以外のご連絡（国民年金に関するもの、ねんきん特別便に関するもの、年金支給額に関するお問い合わせ、年金相談等）は、こちらへお問い合わせ下さい。

※電話番号の間違いが大変多くなっております。電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようおかけください。

※大変申し訳ありませんが、電話代金はご負担頂くようお願い申し上げます。

－ファックス（委員会室直通）【無休、24時間受付】

[番号略] (番号略)

－メールアドレス（調査員直通）【無休、24時間受付】

[メールアドレス略] (メールアドレス略)

※セキュリティ・ポリシーの関係から、添付ファイルを開封することができませんので、資料等はファックスして頂くようお願い申し上げます。

情報をお寄せください。

社会保険庁の役職員および元役職員の方々へ

厚生年金適用事業者（会社の経営者等）の方々へ

国民の皆様へ

